

## 障害のある子どもの放課後活動事業の制度化を求める請願書

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

紹介議員

印

請願団体 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

請願代表者 園山 満也

住所 東京都小平市小川町 1-983 ゆうやけ子どもクラブ内

以下 \_\_\_\_\_ 名

### 請 願 趣 旨

全国には、障害のある学齢期の子ども（小学生～高校生）を対象とした放課後活動事業が、自治体独自の補助などを受けながら、少なくとも500カ所ほど存在しています。ここでは、放課後および学校休業日（夏休みなどの長期休業日も含む）に、障害のある子どもたちが異年齢の集団の中で指導員とともに生活をし、育っていています。その子どもの人数は1万人以上と想定されます。

また、障害者自立支援法に位置付けられた児童デイサービスにも、学齢期の子どもが1万人以上も受け入れられており、放課後や学校休業日における活動が実施されています。

#### □障害のある子どもの放課後活動事業が果たす役割

障害のある子どもは多くの場合、放課後など学校外の生活において、1人でテレビやビデオを見るなどして過ごすか、母親などと2人切りで過ごすことが少なくありません。また、障害のある子どもがいる家庭の場合、働きたくても働けないでいる母親や、心身ともに著しい疲労を抱えている家族もいます。

こうした現状に対して、障害のある子どもの放課後活動事業は、学校や家庭とは異なる「第3の居場所」を提供して、学校と家庭との往復生活だけではもたすことが決してできない子どもの豊かな発達をつくり出しています。そして、親・家族の就労やレスパイト（心身の休息）を支援する役割も担っています。

#### □他の類似の事業では不十分

国の施策としては、他に類似の事業はあるものの、障害のある子どもの放課後活動事業としてはどれも不十分です。したがって、この分野の施策は「大きな空白」になっていると言えます。

例えば、通常の「学童保育（放課後児童クラブ）」は、両親が働いていることが条件とされ、また、小学生高学年以上の子どもや、障害の重い子どもは対象にならない場合がほとんどです。障害者自立支援法の個別給付事業に位置付けられている「児童デイサービス」は、乳幼児の療育に特化する方向が打ち出されており、学齢児を3割以上受け入れている児童デイサービス（Ⅱ型）は障害児施設再編までの「経過措置」（終期がある）と位置付けられています。また、自立支援法の地域生活支援事業に位置付けられている「日中一時支援事業」は、ほとんどの場合、障害のある成人も含んだ日中の一時預かり的な事業として位置付けられていて、子どもの発達支援という視点が希薄です。ホームヘルプやガイドヘルプなどを使って対応することも可能であるものの、これは文字どおり居宅生活や移動のための支援であって、放課後活動事業の代わりにはなりません。

【署名送付先】

埼玉県学童保育連絡協議会

〒333-0108 さいたま市大宮区桜木町4-1005  
TEL 048-644-1571 FAX 048-644-1572

【署名締め切り】

第一次 八月三十一日

第二次 九月三十日

